

大分大学医学部国際学術交流基金規程

平成21年3月19日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学医学部（以下「本学部」という。）における大分大学医学部国際学術交流基金（以下「基金」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 基金は、本学部における国際学術交流の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研究者等の交流
- (2) 学術資料の交換
- (3) セミナー、講演会等の開催
- (4) その他国際学術交流に関すること。

2 事業の実施に関する事項は、大分大学医学部国際交流委員会において審議する。

(管理)

第4条 基金は、国際学術交流の推進のため受け入れた資金を寄附金として採納し、学部長が管理する。

(経理)

第5条 基金の経理は、国立大学法人大分大学寄附金受入れ及び経理事務取扱規程（平成16年規程第59号）の定めるところにより取り扱うものとする。

2 基金の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務)

第6条 基金に関する事務は医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則（平成21年医学部規程第1－7号）

- 1 この規程は、平成21年3月19日から施行する。
- 2 大分大学医学部国際学術交流基金取扱要項（平成16年4月1日制定）は廃止する。